

令和8年度小林市駅周辺中心市街地活性化拠点施設整備事業に係る仕様書

1 事業内容

- (1) 中央ふれあい広場の実施設計
- (2) 中央ふれあい広場の全天候型屋外施設整備
 - ①建築主体工事（全天候型屋外施設建設）
 - ②電気設備工事
 - ③外構工事
- (3) 駅南3号街区公園の実施設計

2 要求事項

- (1) 予算額
 - 594,000,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (2) 施工場所
 - ・中央ふれあい広場 小林市細野 1823 番地 5 商業地域 準防火地域
 - ・駅南3号街区公園 小林市駅南 294 番地 第二種住居地域 建築基準法 22 条区域
 - ※「参考資料1 位置図」参照
- (3) 整備面積
 - ・中央ふれあい広場 6,664 m²/全天候型屋外施設 1,000 m² (50m×20m)
 - ・駅南3号街区公園 11,580 m²

3 業務詳細

【中央ふれあい広場の実施設計】

- ・全天候型屋外施設整備設計（設備工事、外構工事含む）
- ・電気容量計算（既存キュービクル有り、増設の検討）
- ・雨水排水計画

【中央ふれあい広場の全天候型屋外施設整備】

①建築主体工事（全天候型屋外施設建設）

- ・屋根で覆われる有効利用面積は概ね 20m×50mを確保する。
- ・有効天井高さは軽スポーツ（キャッチボール等）に支障のない高さを確保すること。
- ・構造は鉄骨造とし、中間に柱のない大空間とすること。
- ・屋根の素材は指定しない。（板金、テント生地など）
- ・屋根の形状は指定しない。（アール型、フラット型など）
- ・雨天時でも利用できるよう、屋根付きの人工芝広場とする。
- ・人工芝は非充填型で外観に優れかつフットサル等の激しいスポーツにも対応できる耐候性・耐久性に優れたものとする。
- ・人工芝は透水性捲縮人工芝とし、子ども達のけが等を防ぐため緩衝層を設けるものとする。
- ・屋根は耐候性、防火性に配慮したものとする。
- ・夜間使用を想定し、照明設備を設置すること。
- ・大屋根は明るく開放的な空間とするために、透光性・遮熱性のある膜屋根とし、構造フレームは将来の価格変動が少ないものとする。
- ・構造フレームは、軽量のパイプを用いたシステムトラス構造とすること。
- ・明るく涼しい居心地の良い空間とするため、ヒートアイランド減少を制御する日射反射率が高く、防汚機能を施した膜材を使用すること。
- ・屋根下が有効活用できるよう、柱スパンを軽快に飛ばすこと。

②電気設備工事

- ・全天候型屋外施設内の照明設備。
- ・コンセント 100V 6箇所（施設の四方各1箇所と長手中間部2箇所）
- ・外灯（広場内、駐車場）
- ・音響設備（4台以上の常設のスピーカー設置）

③外構工事

- ・人工芝（屋根下）、カラー舗装（車両乗入部）
- ・駐車場整備（20台程度）
- ・既存ステージ撤去（盛土）
- ・ステージ設置（可動式、組立て式含む）8m×4m程度
- ・手、足洗い場の設置（2箇所程度）
- ・東側境界フェンス設置（隣地境界）延長約23m

【駅南3号街区公園の実施設計】

- ・解体工事（既存東屋、既存屋外トイレ、一部植栽）
- ・東屋、休憩所の新設（構造・サイズは指定しない）
- ・電気設備工事（外灯、コンセント）
- ・外構工事（平板ブロック改修、張芝、植栽）
- ・ベンチ設置
- ・自噴式噴水（観賞用ではなく、子どもが遊べるデザイン）

【特記事項】

- ・通信設備については、既存のKobayashi City Wi-Fiを独立柱で設置しているため、計画上移設が必要な場合は市と事前に協議を行うこと。
- ・線路側から8mは制限区域エリアとし、建築物を設置する場合は、市及び線路管理者と事前に協議を行うこと。
- ・防鳥対策も含めた設計とすること。
- ・子どもから高齢者まで利用可能な空間とし、特定の用途に限定しない柔軟な設計とすること。
- ・中央ふれあい広場では、キッチンカーやマルシェ等の利用を想定し、搬入出動線、滞在空間との連続性、歩行者動線への配慮等を踏まえた計画とすること。
- ・駅南3号街区公園は「水」をテーマとして、主に未就学児を対象とした遊び場とすること。
- ・提案の対象は、建築本体に限らず、什器、備品、付帯設備、空間演出その他施設の利便性及び魅力の向上に資するものを含む。

【提案の例】

- ・日常的な滞在や交流を促すベンチ、テーブル等の什器
- ・可動式什器等による用途に応じた柔軟な空間利用
- ・暑さ、寒さ、雨、風等への対応による快適性向上

4 提案を求める範囲

（１） 目的物のデザイン・機能

「3 業務詳細」を満たした上で、以下の提案を求める。

- ①利用シーンの提示
- ②人の動き（行動に着目した導線）の説明
- ③空間の使い方
- ④視覚・聴覚・嗅覚・触覚・味覚といった五感を生かした空間づくり
- ⑤維持管理の考え方

空間イメージ及び想定する利用シーンについて

場所 [役割]	空間イメージ	想定する利用シーン（例）
中央ふれあい広場 [過ごす場所]	○入口・出口機能をもち、中心市街地と公園をつなぐ結末点 ○視認性の高い入口空間として“入りたくなる入口”（引き込む入口としての仕掛け）を形成 ○ベンチやテーブル、芝・土のスペースを配置した落ち着ける滞在空間 ○子どもから高齢者までが自然に関わり合うことができる日常利用を想定した空間 ○景観（霧島連山）を生かした芝生空間 ○利用者が居場所を選択できる日常使いができる柔軟なエリア（イベントと日常利用の両立） ○周辺施設へ回遊できるよう情報案内板によるサイン計画や出入口配置	○平日は、通勤・通学時や散策時における休憩、雨宿り、待ち合わせ場所 ○木陰で休憩しながら、霧島連山や汽車の風景を楽しむ ○放課後の学生同士の交流 ○地域住民による軽運動 ○趣味活動等の利用 ○ベンチやテーブルでの飲食、読書、学習等の日常利用 ○中央ふれあい広場内に公園を一周できる散策やウォーキングに利用できるコース設置があり、距離ごとのサインや消費カロリーなど歩きたくなる空間の演出
全天候型屋外施設 [集まる場所]	○イベントやマルシェ、キッチンカー、文化活動等によるにぎわいを創出できる核となる空間 ○雨や日射しを防ぎ、天候に影響されずに野外コンサート、マルシェなどステージイベント等の多様なイベント利用に対応可能な空間 ○イベントも日常利用もできる柔軟な拠点 ○イベント運営のための電源設備、車両搬入、備品搬出入に対応できる	○キッチンカーやマルシェ等による小規模イベント ○屋外ビアガーデン等の地域イベントやワークショップ、展示、交流活動等の地域の日常活動の場 ○雨天時におけるイベント ○夜のライトアップ ○ステージでのダンスやコンサート、ライブの開催 ○朝ヨガなどの軽運動
駅南3号街区公園 [遊ぶ場所]	○「水」をテーマとした主に未就学児向けの遊び場 ○中央ふれあい広場の屋根付き屋外施設と一体的に位置づける（一連の動線を形成） ○行き来したくなる場所として、遊び・交流・にぎわいが連続する空間構成 ○水とふれあいながら、育ちが広がる遊び場 ○水を活かした水遊びのほか、砂遊び、芝エリア、遊具による体験からの交流	○子どもを見守りながら過ごす場所（屋外テラスなど）があり、親同士の情報交換・交流のほか休憩や軽飲食等を含めた親子時間の創出 ○ベンチでおやつ、絵本を読むことができる空間 ○夏場に裸足で水遊びを楽しむ（水そのものを遊具として遊ぶ） ○小さな広場で追いかけて ○石や葉っぱで使った遊び ○水の流れを活かした遊び ○芝生で走ったり、寝転んだりできる

（２）維持管理を容易・経済的にするための工夫

各使用材料別に検討するとともに、目的物全体としての維持管理を低減できる対策の提案を求める。また、別途参考資料として、完成後15年間の点検・保守に関する費用（任意様式）を提出すること。

(3) 中央ふれあい広場及び駅南3号街区公園の一体的整備の考え方

本事業は、中央ふれあい広場と駅南3号街区公園をそれぞれ単体の空間として整備するものではなく、役割を分担しながら一体的に機能する空間として整備するものである。

中央ふれあい広場に整備する屋根付き屋外施設は、日常的な滞在・休憩・交流等、多様な活動を受け止める公共空間として整備する。一方、駅南3号街区公園は、「水」をテーマとして、主に未就学児向けの遊び場として、五感を通じた体験の場を創出するものとして整備する。

両空間は、駅を挟みながらも人の流れによって結ばれ、子どもの遊びや若者層、高齢者層の交流、さらには自由な活動の場として、風景をつなぎながら、中心市街地への回遊へと導く一連の動線を形成しながら、駅周辺や既存店舗への回遊を促し、まちのにぎわい創出につながる拠点としての役割を担うものとする。

5 施工に関する事項

(1) 工期

契約締結の日から令和10年3月17日（金）まで

(2) 施工時間帯

8時30分から17時00分（土日祝日を除く）

(3) 受注者は「小林市工事請負契約約款」、「宮崎県県土整備部土木工事の技術基準（令和2年4月改定）」等に基づき設計及び工事を履行すること。

(4) 受注者は、実施設計の詳細図面に明記してある材料について、監督員の承諾を得て速やかに手配を行い、工事の進捗に遅延のないようにすること。また、設置前に監督員へ連絡し、材料の検収を行うこと。

(5) 工事完成写真作成の際は、工程ごとに各段階（着手前、完成、施工状況、出来形管理、品質管理、その他）に整理し、工事の過程が容易に把握できるようにすること。

(6) 工事区域は工事関係者以外の出入りがないうよう進入防止柵等で封鎖するとともに、工事車両の通行の際は誘導員を配置する等安全対策を行うこと。また、他の施設利用者の妨げにならないようにすること。

(7) 工事に伴い、既設の公園施設等を破損した場合は、受注者により補修等行うこと。

6 留意事項

- ・過度に用途を限定した提案は評価しない
- ・現地条件を十分に踏まえること
- ・維持管理に配慮すること

7 参考資料

参考資料1 位置図

参考資料2 平面図

参考資料3 土質試験結果報告書

参考資料4 駅周辺中心市街地活性化拠点施設整備事業 基本構想